

報告第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 7 年 3 月 31 日

市川市長 田 中 甲

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 2 6 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5 千円」を「3 0 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5 千円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。